

東京大学大学院医学系研究科機能生物学専攻 細胞分子薬理学分野 助教公募

職名及び人数	助教 1名
契約期間	採用日 ~ 2028年3月31日
更新の有無	更新する場合があり得る。 更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	東京大学大学院医学系研究科機能生物学専攻細胞分子薬理学分野（東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられるることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
業務内容	1) 有機合成化学研究（特に色素を利用した研究経験がある方を歓迎いたします。） 2) 細胞実験、動物実験、顕微鏡・イメージング ＊経験は問いません。必要に応じて着任後にトレーニングを実施し、スキル習得を全面的にサポートいたします。 3) 学部・大学院学生の研究指導 4) 学部・大学院における講義や実習の担当 5) 試験監督などの大学運営業務 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられるることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。参考 博士修了／34万円～諸手当 賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円まで）の他、本学の定めるところによる。
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入。
応募資格	1) 博士の学位を有する方、または、着任時までに取得見込みの方 2) 有機合成化学の研究経験必須（色素を用いた研究経験があればなお良い） 3) 研究・教育に意欲をもって取り組める方
提出書類	1) 履歴書（形式自由 ※メールアドレスの記入をお願いします。） 2) 業績リスト（論文、学会発表、その他 特許、招待講演、競争的研究資金受給、受賞などがあれば記載をお願いします。） 3) 論文別刷り（主要論文 複数可） 4) これまでの研究概要（A4で1枚以内）

	<p>5) 今後の研究および教育に関する抱負 (A4 で 1 枚以内)</p> <p>6) 照会者(2 名以上)の氏名と連絡先</p> <p>7) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書 (以下のリンク先から様式をダウンロードし、A4 で 1 枚を作成してください。)</p> <p><u>様式 7)学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書</u></p>
提出方法	<p>以下の応募フォームに、必要事項を入力し、フォーム記載の URL に提出書類 1) ~ 7) を一つの PDF ファイルとしてアップロードしてください。</p> <p>ファイル名：【細胞分子薬理学 助教】提出書類_氏名.pdf</p> <p>応募フォーム https://docs.google.com/forms/d/1Zj1_ov-pNNPLrKG-cqjL1wtngsLPaNRYhLAIB-7U3-I/edit</p> <p>※ 2 ~ 3 日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p>
応募締切	<p>2025年8月15日（金）必着</p> <p>書類選考およびオンサイトでの面接により選考を行います。</p> <p>* 面接にかかる旅費はご負担をお願いいたします。</p> <p>* 海外在住などの特別な事情があって希望する場合は、オンラインでの面接を可といたします。</p> <p>[結果通知方法]</p> <p>メールでご連絡いたします。</p>
問い合わせ先	<p>〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1</p> <p>東京大学大学院医学系研究科 機能生物学専攻 細胞分子薬理学分野</p> <p>教授 廣瀬 謙造</p> <p>e-mail: kenzoh@m.u-tokyo.ac.jp TEL: 03-5841-3414</p>
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<p>本公募に対して、研究室内外を含めて現在考えている候補者はおりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・応募書類は、すべて当方にて責任を持って廃棄いたします。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。